

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4604  
25年12月12日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

# この1年郵政は不祥事続き

おはようございます。早いもので12月も中旬に入りました。ゆうパック繁忙については混乱もなく、順調に推移している模様です。只、中旬からはふるさと会のゆうパックも差し出されますので、もうしばらくは多忙な時期が続きます。

今年も3週間を切りましたが、この1年、日本郵政は不祥事続きでした。連日、新聞やテレビのニュース番組で取り上げられ、最近では「カラスが郵便物をくわえ去る」という紛失事故も、マスコミ各社が報道しました。このように、世間から注目を浴びるようになった日本郵政の不祥事を振り返ります。

**日本郵便違約金問題**  
2025年1月、日本郵便がゆうパックの配達

を委託している業者に対し、不当に高額な違約金を課していた実態が明らかになりました。

日本郵便は2003年12月から、ゆうパックの配達品質を保つため、配達を委託している業者との間で「違約金制度」を導入していましたが、違約金の算定方法や徴収手続きも不透明で、委託業者側からの異議申し立ての機会も十分に設けられていませんでした。

この状況を重く見た公正取引委員会は、2023年から2024年にかけて調査を実施し、その結果、関東地方の郵便局における違約金の徴収方法について、取引ルール違反があったと認定しました。



**日本郵便、顧客情報の不正流用が約1000万人に**

日本郵政グループ4社は3月18日、ゆうちょ銀行の顧客情報を、日本郵便が金融商品の営業に

不正流用した問題をめぐり、流用した情報がのべ約998万人分に拡大したと発表しました。

事前に顧客から同意を取ることなく、顧客の口座残高や引落情報、保有ファンドの状況などを、他の商品の営業に流用していました。



## 不適正点呼問題

6月5日、国土交通省は酒気帯びなどを確認する法廷点呼が適切に行われていなかった日本郵便に対し、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業の許可を取り消しました。

全国の郵便局のトラックやワンボックス車(1トン車)など約2500台が対象となりました。また、10月1日には、貨物軽自動車運送事業にかかわる行政処分の通知

が発表され、軽四輪に対する使用停止処分が出されました。

その後も毎週、各局に対して使用停止処分の通知が行われています。



この他にも、配達中に交通事故を起こした配達員に対し、業務上の合理性が認められないにもかかわらず、自転車や徒歩での配達を強制する「懲罰自転車」の慣行が存在していることも報道されています。

この問題では埼玉県の郵便局に勤務していた50代の男性が、自転車での配達を強要され内部通報したところ、上司や同僚から暴力や暴言を受けたとして、日本郵便に約3400万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴しています。

不祥事続きの中、3月28日に日本郵政の増田社長の退任が発表され、後任に日本郵便の根岸常務執行役員が昇格。また

日本郵便では千田社長が退任し、後任に小池常務執行役員が昇格しました。トップが変わりましたが、会社の体質を変えるのは容易なことではないでしょう。

現場では不備もあつた点呼や出発前の乗車訓練が厳格化され、時間がかかるようになりました。勤務開始時間や要員数は変わらないので必然的に出発時間が遅くなっています。ある大口事業所には「従来の時間には配達出来ない、遅くなる場合もある」と伝える羽目にもなりました。

社員が「出発が遅くなった分焦ることが多くなった。当該事業所に迷惑をかけるだけでなく、その後のゆうパック配達にも影響が出ている。特に郵便の多い、月曜・火曜だけでも要員配置を見直してほしい」と意見しましたが、聞いてもらえません。焦りは事故誘発につながります。「事故が起きるまで放置」しているわけではないでしょうが、良策とは思えません。局の見解を聞きたいものです。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化せよ。

ゆわが、均等待遇、なぐさし差別！ 「ユニオン労務法裁判」勝利を！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の  
ホームページはこちら

